

不登校への理解と対応



田中さとる



サクスシェア
HP



九州発達障がい
支援協会



パンフレット



サクスシェア
セミナー資料



人材育成案内



携帯電話



Facebook



LINE

R7.7.2
叶

右のQRコードから
左のページの表示を
お願いします。



合同会社サクスシェア
相談支援専門員 田中 さとる



【不登校の理解（考えられる要因）】



不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

不登校の児童生徒への支援等に関する法律として、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）が公布されました。この法律は、学校以外の場所で行う多様な学習活動の重要性について書かれており、平成29年3月には「教育機会確保法」の基本指針が定められました。

この法律を踏まえて、令和元年10月には、文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」が通知されました。これらの法や通知において、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方として、以下のようなことが示されています。

不登校は、取り巻く環境によっては、**どの児童生徒にも起こり得るもの**

不登校というだけで**問題行動であると受け取られないよう配慮すること**

支援に際しては、「**学校に登校する**」という**結果のみを目標**にするのではなく、児童生徒が**自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すこと**

不登校の時期が**休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがあること**

様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと

児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること

不登校児童生徒の**一人一人の状況に応じ、多様な教育機会を確保すること**

【関係する通知等】 ●「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について」（平成28年12月22日）

●「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日）

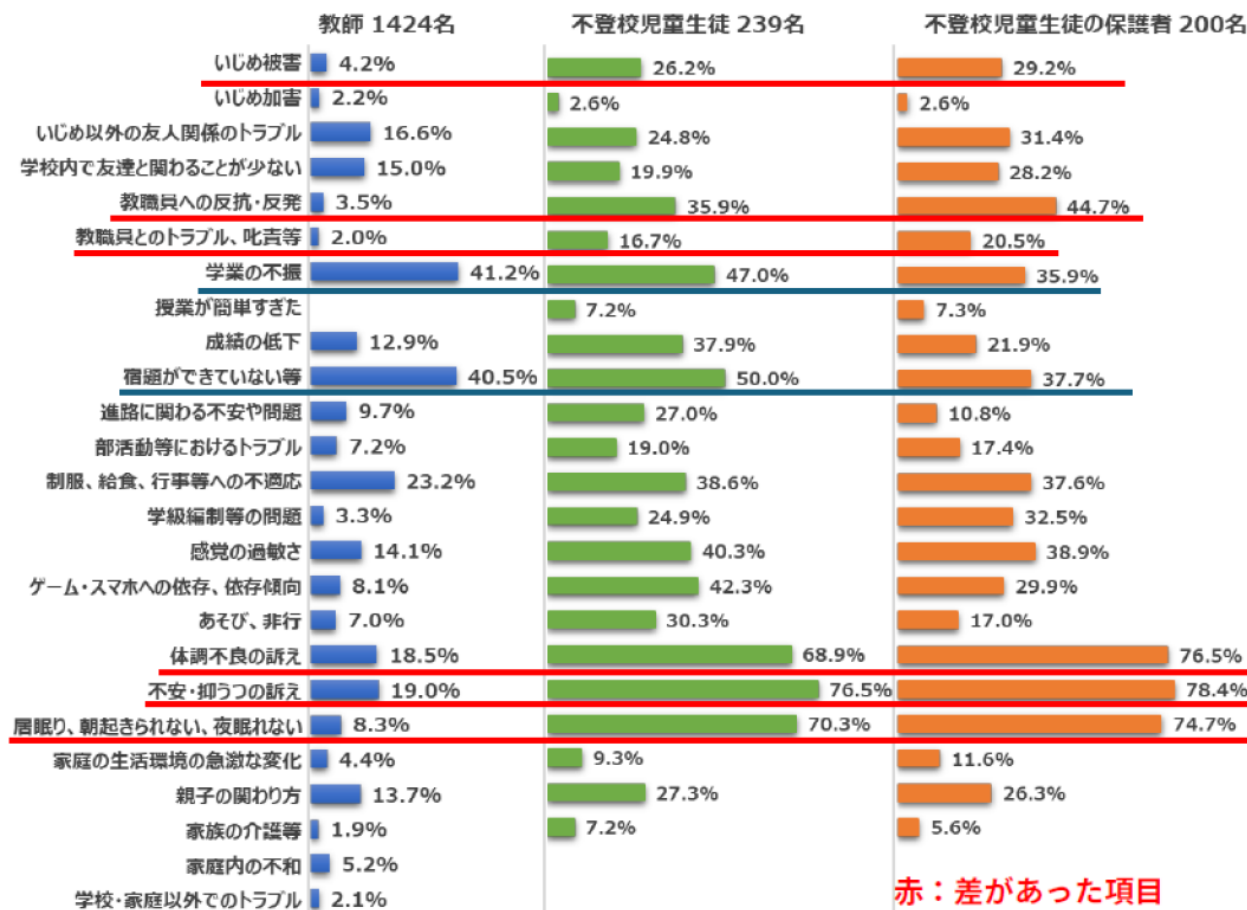
●「誰一人取り残されない学びの保証に向けた不登校対策について」（令和5年3月31日）

●「誰一人取り残されない学びの保証に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」→（令和5年3月31日）



不登校のきっかけ要因

きっかけ要因に関する教師・児童生徒・保護者の回答の比較



赤：差があった項目
青：概ね一致した項目

不登校のきっかけ要因は様々で、複数の要因が絡み合っていたり、本人にもよくわからなかったりする場合があります。

文部科学省の調査(令和6年3月公表)では、不登校児童生徒及びその保護者、教師との間で、きっかけ要因の捉えに差があるものもみられました。

そのため、支援については、学校や家庭、必要に応じて関係機関で情報を共有し、その子に合った支援策を考え実施していくことが大切です。

※ グラフは、文部科学省委託事業「不登校の要因分析に関する調査研究報告書」から引用

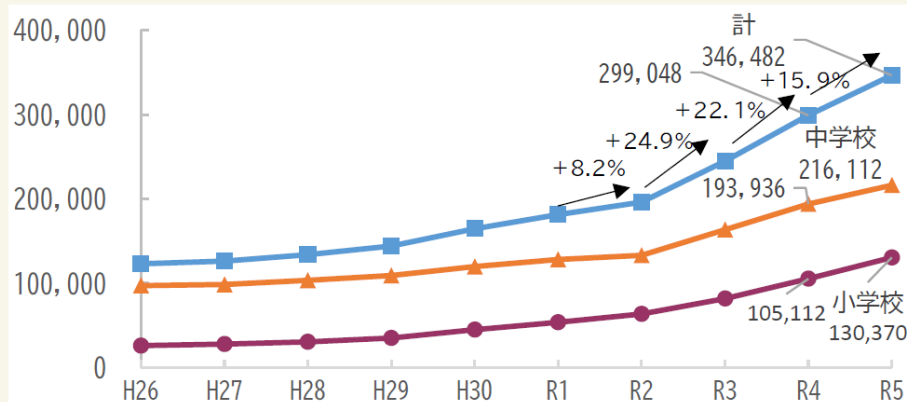
【不登校支援（学校）】



不登校児童生徒を取り巻く現状(令和5年度)

- 小・中学校における不登校児童生徒数は約34万6千人(過去最多)
- 不登校児童生徒の対前年度増加率は若干減少(R2 8.2%→R3 24.9%→R4 22.1%→R5 15.9%)
- 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた者は着実に増加(R3 156,009→R4 184,831→R5 212,114)
- 学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない者は、134,368人(38.8%)
うち、119,699人(89.1%)は担任等から週1回程度以上の継続的な相談・指導等を受けていた
- 不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた児童生徒の割合は95.8%

小・中学校それぞれの不登校児童生徒数の推移

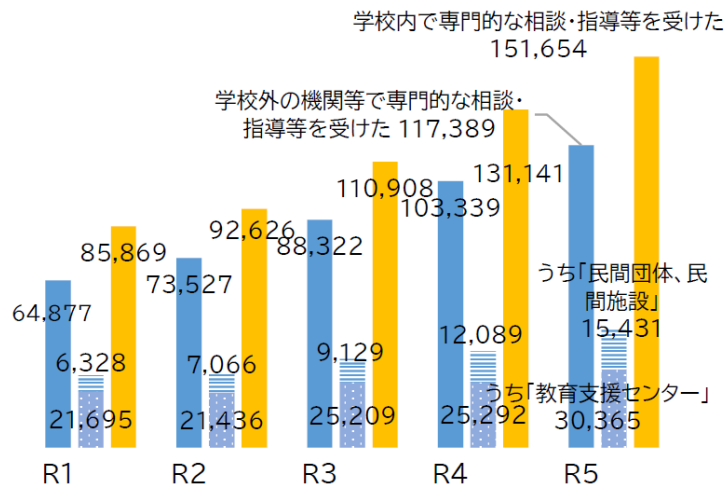


小・中学校における不登校児童生徒について把握した事実

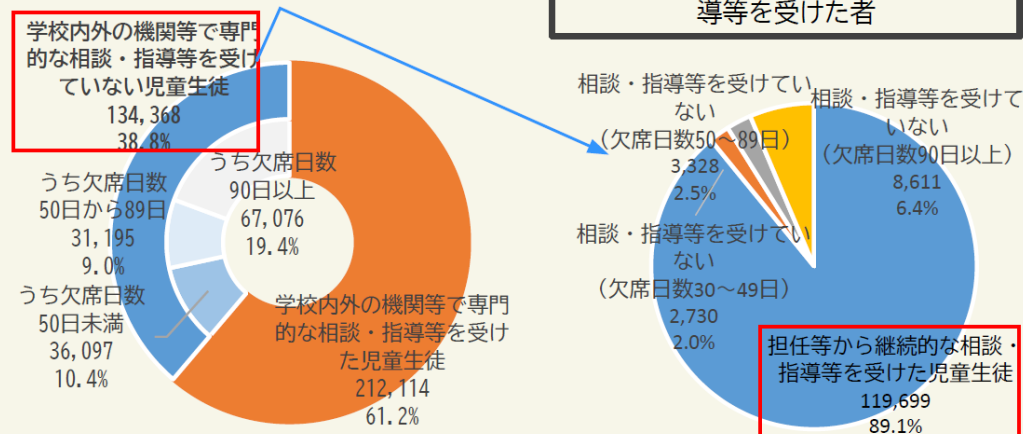
	項目	人数	割合
1	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	111,631	32.2%
2	不安・抑うつ等の相談があった	80,192	23.1%
3	生活リズムの不調に関する相談があった	79,638	23.0%
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	52,547	15.2%
5	いじめ被害を除く友人関係をめぐり問題の情報や相談があった	45,972	13.3%

※不登校児童生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答
※不登校児童生徒数に対する割合

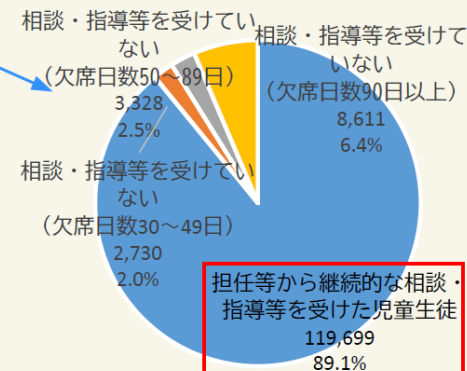
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた児童生徒の状況



学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒



学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、担任等から継続的な相談・指導等を受けた者



(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和5年度)

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)

令和5年3月31日、**不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロ**にすることを目指し、3つの柱を推進し、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するため、COCOLOプランを策定。

1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、**小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながる**ことができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

- 01 学びの多様化学校の設置促進
- 02 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置促進
- 03 教育支援センターの機能強化
- 04 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
- 05 多様な学びの場、居場所の確保



2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- 01 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進
- 02 「チーム学校」による早期支援
- 03 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援



3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。**学校の風土を「見える化」**して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 01 学校の風土を「見える化」
- 02 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
- 03 いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 04 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 05 快適で温かみのある学校環境整備
- 06 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に



1

不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、 学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

01

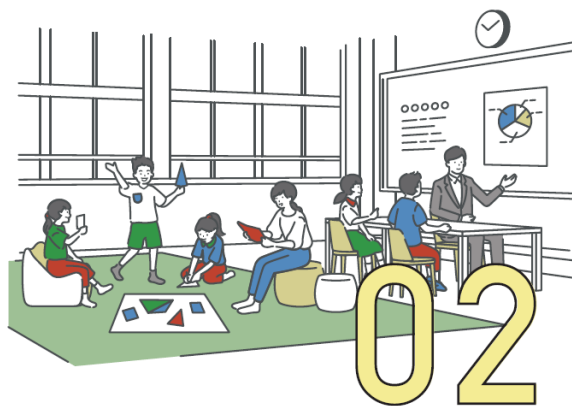
不登校特例校の 設置を促進

令和5年2月現在 不登校特例校： 21校
設置していないが設置を検討している市町村： 379

早期に全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国300校を目指します。このため、設置事例や支援内容等について全国に示すとともに、都道府県が域内の設置状況を踏まえ積極的な役割を果たすことを明確にします。

人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化するとともに、他の学校の児童生徒へのオンラインを活用した相談支援、他の学校への助言やノウハウの普及を行います。

「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立った対応しいものとします。



校内教育支援センター (スペシャルサポートルーム等) の設置を促進

令和5年2月現在 全ての学校に設置している市町村： 228
設置している学校がある市町村： 1015

自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を学校内に設置します。

自分のクラスとつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

03

教育支援センター の機能を強化

令和5年2月現在 単独で設置している市町村： 1147
他の自治体と共同設置している市町村： 126
設置していないが設置を検討している市町村： 134

不登校の児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、子供たちが様々な学びの場や居場所につながるできるよう、地域の拠点としての教育支援センターに求められる機能や役割を明確化します。

民間のノウハウを取り入れた不登校の児童生徒への支援が行えるよう、業務委託や人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化します。

より広域の子供たちや保護者につながるよう、オンラインによる支援機能を強化するとともに、在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

併せて、不登校の児童生徒への支援におけるメタバースの活用について、実践事例を踏まえた研究を行います。



学校は様々な学びを得られる場所ですが、不登校は誰にでも起こり得ることです。仮に不登校になったとしても、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながるができるようにします。このため、不登校の児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備するとともに、教育支援センターが地域の拠点となって、ICTや民間のノウハウ等も活用しながら、子供たちや保護者に必要な支援を届けます。

高等学校等においても 柔軟で質の高い学びを保障

高等学校の全日制・定時制課程においては、不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるよう柔軟で質の高い学び方を可能とし、通信制課程においては、どの学校においても、社会的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けられるようにします。また、高等専修学校においても「学びのセーフティネット」の取組を進め、これを周知します。

オンラインカウンセリングにより高等学校等の生徒を支援します。

高等学校等進学後も必要な支援が円滑に引き継がれるよう「児童生徒理解・支援シート」を活用して、組織的・計画的に支援します。

05 多様な学びの場、 居場所を確保

学校に戻りたいと思った時に、本人や保護者の希望や状況に応じて、クラスを変えたり、転校したりすることについて丁寧な相談が行われるようにします。

希望すれば、1人1台端末を活用して、自宅をはじめとする多様な場を在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

社会的自立に向けて連続した学習ができるよう、学校や教育委員会とNPOやフリースクール等との連携を強化します。

こども家庭庁とも連携し、身近な地域で、人とつながり、学びに向かう土台づくりや様々な体験活動ができるよう、学校や家庭以外の多様な居場所づくりを広げます。

不登校の児童生徒の学びの場として、夜間中学を活用するとともに、多様な居場所として公民館、図書館等の社会教育施設を活用します。



04

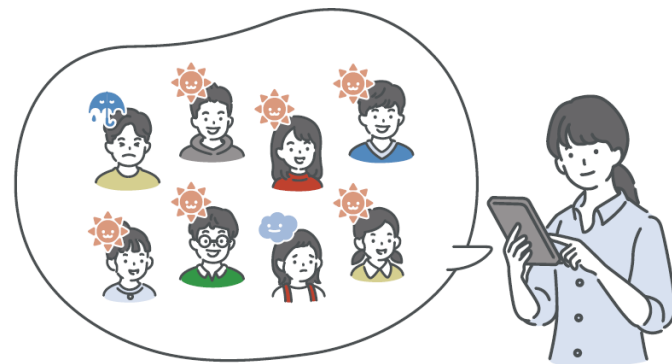
心の小さなSOSを見逃さず、
「チーム学校」で支援します。

1人1台端末を活用した 心や体調の変化の早期発見を推進

今後アプリ等の活用を検討している市町村： 580

子供たちの心身の状態の変化への気づきや相談支援のきっかけづくりを増やすため、毎日の健康観察にICTを活用します。

子供たちが自分の心や体に向き合う
きっかけを作るとともに、子供や保護者
が相談したいことがあるときにワンタッ
チで教師やスクールカウンセラーにつ
ながることができるようにします。



「チーム学校」による早期支援を推進

SOSをキャッチした後に、教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、学校医等が専門性を発揮して連携し、最適な支援につなげることができるよう、スクリーニング会議やケース会議の開催方法・支援方法を確立します。

自分のクラスに入りづら
い児童生徒が、落ち着
いた環境の中で自分に
合ったペースで学習・生
活できるようにします。

こども家庭庁とも連携し、子供たちと保護者を包括的に支援するため、必要な福祉部局と教育委員会の持つ子供のデータを連携し関係者で共有します。また、部局間の人事交流や併任発令を促すことにより、福祉部局と教育委員会の連携を強化します。



不登校となる前に、「チーム学校」による支援を行います。「学校生活が辛い…」「先生に相談してもいいのかな？」などの感情を言葉で先生やカウンセラーに相談するのは勇気が必要ですが、1人1台端末を活用して、うまく表現できない小さなSOSに早期に気付くことができるようにします。また、関係者が一丸となり不登校の児童生徒の保護者を支援します。

03

一人で悩みを抱え込まないよう 保護者を支援



不登校の児童生徒の保護者が有益な情報を得られるよう、各教育委員会の相談窓口を整備し、教育支援センター、相談機関、保護者の会、フリースクール等に関する分かりやすい情報を提供します。

学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用するとともに、保護者の不安を和らげられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を支援します。

3

学校の風土の「見える化」を通して、
学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

01

学校の風土を「見える化」

学校評価の仕組みを活用して、児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気を把握し、学校運営を改善します。このため、風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ示します。

不登校特例校、NPO、フリースクール等の取組も参考に、自己肯定感を育み安心して学べる学校をつくります。

学校で過ごす時間の中で 最も長い「授業」を改善

02

子供たちそれぞれの良さや持ち味を生かし、みんなが活躍できる機会や出番がある授業づくりが行われるよう、不登校特例校の取組等も参考にしつつ、1人1台端末を活用した子供たち一人一人の学習進度や興味・関心等に応じた指導など、一方通行型でない、子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現し、それぞれが前向きに学べるようにします。

特に校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）では、一人一人の特性や能力、興味や関心に応じた柔軟な学習ができるようにします。

03

いじめ等の問題行動 に対しては毅然とした 対応を徹底

こども家庭庁とも連携し、いじめや校内暴力等の問題行動には、教育的配慮の下、毅然とした対応を徹底するとともに、犯罪行為があった場合は直ちに警察に相談・通報する体制を構築します。

04

児童生徒が主体的に 参加した校則等の 見直しの推進

社会の変化等を踏まえた校則の見直し、校則のHPへの公表、ルール作り等へ、児童生徒が主体的に参加できるようにします。



学校の風土と欠席日数の関連を示す研究データもあります。自ら学びたくなる授業や、一人一人に合った個別最適な学び、学校のルール作りに子供たちが主体的に参加すること・・・学校改革はまだその途上ですが、子供の声を聞きながら学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにすることにより、学校をみんなが主役になって、みんなが安心して学べる場所にします。

05

快適で温かみのある 学校としての環境整備

子供たちが心地よい空間の中で学習・生活を行えるよう、快適で温かみのある環境にします。

明日また行きたい学校となるために、学校施設全体を学びの場として捉えた魅力ある環境にします。



06

障害や国籍言語等の違いに 関わらず、色々な個性や意見を認め合う 共生社会を学ぶ場に

障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に充実した時間を過ごすための条件整備と併せて、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場を整備するとともに、障害のある子供を担任だけでなく学校全体で支えられるようにします。

外国人の子供等が自らの「長所・強み」を活用し可能性を発揮できるよう、多様性を尊重しつつ、共に学び合える環境を整備します。

関連の用語

不登校特例校

学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる学校（小・中・高等学校等）のことです。

教育支援センター

各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行ってくれる場所です。

市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料です。

校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のことです。

児童生徒のペースに合わせて相談に乗ってくれたり学習のサポートをしてくれたりします。

スクールカウンセラー

児童生徒の心のケアや、ストレスへの対処法など心に関する授業を行う心理の専門家で、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のことです。

臨床心理士などの資格を持っている方が多いです。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないでくれたり、手続きの補助などをしてくれたりする福祉の専門家で、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のことです。

社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持っている方が多いです。

チーム学校

教師と、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を持つ職員が、一つのチームとして連携・分担して児童生徒の支援等にあたるとともに、学校と地域・関係機関とが連携・協働して、社会全体で支援を充実させていくことが求められています。

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正について

法令改正の趣旨

- 学校に通うことができなくとも、教育支援センターや民間団体等の学校外の機関や自宅等で学習を続けている不登校児童生徒の努力を評価し、社会的自立を後押しすることは重要であり、これまでも、「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月初等中等教育局長通知)において、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、不登校児童生徒が学校外の機関や自宅等で行う学習の成果を成績に反映できることとしてきた。
- 近年の不登校児童生徒の急増を受け、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」(令和5年3月)において教育支援センターや自宅等での学習が成績に反映されるようにすることが明記され、「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月閣議決定)においても、教室外の学習成果の成績反映を促すための法令上の措置を行うこととされていることを踏まえ、不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進し、誰一人取り残されない学びの充実を一層推進するため、令和元年の通知の内容を法令上明確化するもの。(施行:令和6年8月29日)

法令改正の概要

学校教育法施行規則の一部改正

義務教育段階の不登校児童生徒について成績評価を行うにあたっては、文部科学大臣が定める要件の下で、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができることを法令上に規定

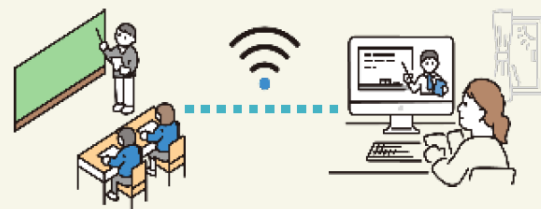
文部科学大臣が定める要件

- 01 学習の計画・内容が、不登校児童生徒の在学する学校の教育課程に照らし適切と認められること。
- 02 学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体等との間に十分な連携協力関係が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。
- 03 学校が、訪問による対面指導等により、学習活動の状況等の不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関わりを維持するよう留意していること。



取組例

- 1人1台端末を活用して、教育支援センター等から学校の授業にオンラインで参加している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映
- 学校から届いたプリントや実技教科の作成キット等を自宅や教育支援センターで学習し、その成果を成績に反映
- フリースクールに対して、定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒について、その学習成果を成績に反映
- 民間のeラーニング教材を活用して学習を行っている不登校児童生徒について、教育支援センターの職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を把握し、学校に情報共有することで、その学習成果を成績に反映



学びの多様化学校 設置状況

【R6年4月時点】

19の都道府県(12)*・指定都市(7)に35校

*域内に指定都市を除く市区町村・県・学校法人が設立する
学びの多様化学校がある都道府県を計上。



【R7年4月時点】

29の都道府県(19)*・指定都市(10)に58校
(23校が新規開校)

設置状況

	学校数	都道府県数	指定都市数
R6	35	12	7
R7	58	19	10

(参考)学びの多様化学校とは

- ・学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数を柔軟化することなどができる学校(小・中・高等学校)。
- ・学校の管理機関(教育委員会・学校法人)からの申請に基づき、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、関係法令に基づき、学校を指定するもの。

学校種別設置状況(令和7年度)

- 小学校: 12(8)校 中学校: 40(25)校
- 高等学校: 11(6)校

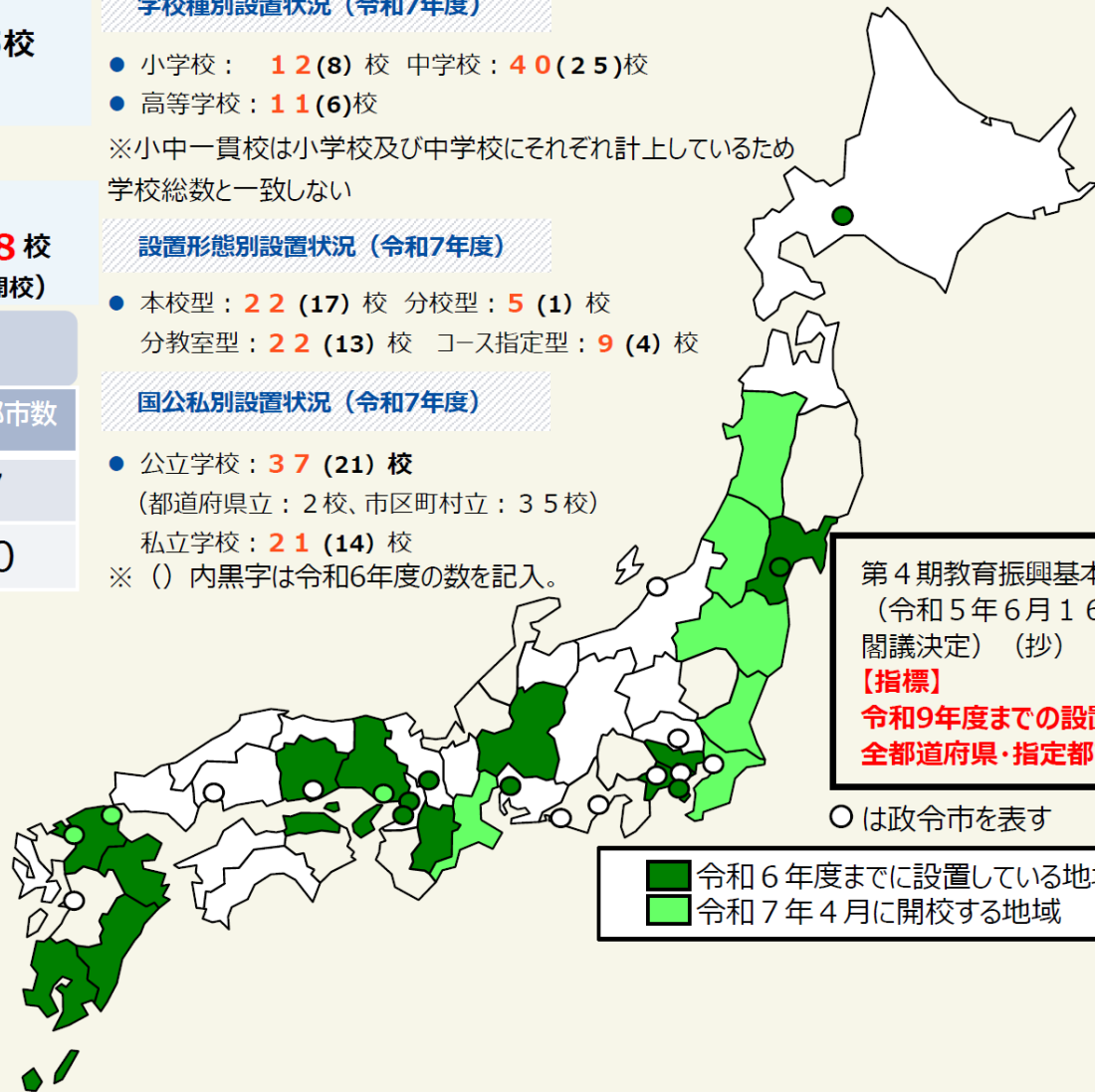
※小中一貫校は小学校及び中学校にそれぞれ計上しているため
学校総数と一致しない

設置形態別設置状況(令和7年度)

- 本校型: 22(17)校 分校型: 5(1)校
- 分教室型: 22(13)校 コース指定型: 9(4)校

国公私別設置状況(令和7年度)

- 公立学校: 37(21)校
(都道府県立: 2校、市区町村立: 35校)
 - 私立学校: 21(14)校
- ※()内黒字は令和6年度の数进行記入。



第4期教育振興基本計画
(令和5年6月16日
閣議決定)(抄)

【指標】

令和9年度までの設置目標:
全都道府県・指定都市への設置

○は政令市を表す

- 令和6年度までに設置している地域
- 令和7年4月に開校する地域

【不登校支援（佐賀県）】



不登校児童生徒の支援ネットワーク ～チーム学校～

お子さんが学校に行くのを嫌がったり、遅刻や欠席が増えてきたりした場合には、まずは学校に相談してください。学校では管理職のリーダーシップのもと、学級担任だけでなく、学年主任や教育相談担当教員、養護教諭などが連携して対応します。また、スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）等の専門家にも相談できます。

このように、学校は「チーム学校」として、それぞれの経験や専門性を発揮しながら情報共有や会議などを行い、一人一人の状況に応じた支援策を考えて実施し、必要に応じて様々な関係機関等にもつないでいきます。不登校の状況に応じて、例えば、登校はできるものの、教室には入れない状況にある子どもたちのため、校内に、相談室のほかに、居場所となる別室を設置している学校もあります。

さらに、学校以外にも、県内には不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰を支援する様々な関係機関や団体があります。

不登校児童生徒の最善の利益を最優先に支援するという立場に立ち、学校と関係機関等とが連携・協力することで、一人一人の状況に応じた支援の充実を図っています。



スクールカウンセラー 配置事業

県内すべての公立学校に心理の専門家であるスクールカウンセラー（ＳＣ）を配置する体制を整えています。子どもたちや保護者へのカウンセリングや教職員への助言を行うなど、学校における教育相談機能の充実を図っています。

スクールソーシャルワーカー 活用事業

県内すべての公立学校に福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を派遣できる体制を整えています。子どもたちの置かれた様々な環境に働きかけ、教職員と情報共有しながら、福祉機関や医療機関等につなげるなど、関係機関と連携した支援を行っています。

訪問支援による 社会的自立サポート事業

家から出ることのできない状況にある児童生徒に対し、訪問支援が受けられる体制を整えています。訪問支援員が自宅を訪問し、カウンセリングやＩＣＴを活用した学習支援等を行っています。県内すべての公立学校の児童生徒を対象としています。→５ページ③

●佐賀県教育支援センター「しいの木」 →４ページ①

教育支援センター事業

佐賀県教育支援センター「しいの木」を設置し、不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた支援を行っています。県内すべての小・中学生が利用でき、通所による利用とオンラインによる利用を組み合わせた支援を行っています。

教育支援センター機能強化事業

福祉の専門家として、県教育支援センター「しいの木」に配置された不登校対応コーディネーターが、各市町の教育支援センター（４ページ参照）を訪問して、教育支援センター利用の児童生徒や保護者を対象とした相談会や家庭訪問を行っています。

教育相談事業 など

佐賀県教育センターでは、面接や電話による教育相談を行っています。→６ページ⑦

また、まわりに相談できる人がいない時には、３６５日２４時間いつでも電話で相談ができる体制を整えています。→８ページ「心のテレホン」「いじめホットライン」

【不登校支援（放課後等デイサービス）】



サンクスシェア

個別サポート加算Ⅲ

個別サポート加算とは、**障害児通所支援事業において、ケアニーズの高い児童や、要保護児童・要支援児童、不登校の児童への支援を評価する加算**のことです。令和6年度の報酬改定で、個別サポート加算（Ⅰ）（Ⅱ）の見直しと、個別サポート加算（Ⅲ）が新設されました。 

個別サポート加算の種類と概要

個別サポート加算（Ⅰ）：

重症心身障害児、身体に重度の障害ある児童、重度の知的障害がある児童、または精神に重度の障害がある児童に対し、支援を行った場合に加算されるものです。 

個別サポート加算（Ⅱ）：

要保護児童または要支援児童を受け入れた場合に、関係機関との連携に対する評価を行うための加算です。 

個別サポート加算（Ⅲ）：

不登校の状態にある障害児に対して、学校及び家庭と緊密な連携の下で支援を行う事業所が、保護者の同意を得て算定する加算です。 

個別サポート加算Ⅲ

3 本加算において対象となる障害児について

本加算は、学校及び家庭との緊密な連携の下で、不登校の状態にある障害児に対して支援を行うことを評価するものであることから、本加算の対象となる障害児とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるため、長期的継続的もしくは断続的に欠席している障害児（病気や経済的な理由による者は除く。）」であって、あらかじめ保護者の同意を得た上で、学校と情報共有を行い、事業所と学校との間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要であると判断された障害児とする。

なお、具体的な欠席日数による要件を定めているところではないが、「長期的継続的もしくは断続的に欠席している」ことについて、本加算が不登校の状態にある障害児を対象とするものであることに留意して、直近の欠席状況を踏まえて判断されたい。

また、不登校の状態を生じさせている要因・背景は、個々の障害児により様々であり、複数の要因・背景により生じている場合や、障害児の置かれている環境等により異なるものであると考えられる。そのため、本加算の対象になるか否かは、個々の障害児の登校しないあるいはしたくてもできない状況等を踏まえながら、学校、家庭、事業所の三者の共通理解の下で判断されたい。

4 市町村における審査の手続きについて

本加算は、不登校の状態にある障害児に対して、学校及び家庭と緊密な連携の下で支援を行う事業所が、保護者の同意を得て算定するものであり、あらかじめ、市町村において、**通所給付決定時に対象か否かを決定し、受給者証に印字することは不要**である。

市町村においては、報酬の請求に係る審査を行う際に、必要に応じて、請求を行う事業所に対して、学校及び家庭との連携の状況や、不登校の状態にある障害児への支援の状況等を個別に確認されたい。事業所は本加算を算定する上で、市町村の求めに応じて、これらの説明を行う必要があるものとしている。

また、市町村においては、必要に応じて教育支援センターや不登校の状態にある児童への支援等を行う機関などと連携を図るとともに、不登校の状態にある障害児に対して、適切な支援の提供が行われるよう放課後等デイサービスとの連携を図っていくことが望ましい。

なお、平成 30 年には、文部科学省と厚生労働省の両省により、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトが行われ、平成 30 年 3 月に「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」（以下、「報告」という。）が取りまとめられているところである。

報告では、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要であることを踏まえ、教育と福祉の連携を促進するための取組等が示されているところであり、これを参考にされたい。

加算要件

(1) 学校と日常的な連携を図りながら支援を行うこと

○ あらかじめ保護者の同意を得た上で、学校と日常的な連携を図り、個別支援計画に位置付けて支援を行うこと。個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成すること。また、学校との情報共有については、月に1回以上行うとともに、その要点について記録を行うこと（なお、当該連携については関係機関連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）の算定は不可）。

○ 学校との情報共有においては、障害児の不登校の状態について確認を行うこととし、障害児や家族等の状態、登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行うこと。

なお、本加算による支援の継続の要否については、欠席状況や本加算による支援が必要であると判断した時点からの障害児本人の心情や状況の変化等を踏まえ、学校、家庭、事業所の三者の共通理解の下で判断すること。

○ 本加算は、学校及び家庭との緊密な連携の下で行う支援に対して、報酬上の評価を行うものであることから、例えば授業終了後に利用する場合であっても、算定は可能であるとともに、障害児が不登校の状態に該当することのみをもって算定ができるものではないことに留意すること。

(2) 家庭と日常的な連携を図りながら支援を行うこと

障害児の家族と連携を図り、家族への相談援助（居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも可）を月1回以上行うとともに、その要点について記録を行うこと。

なお、当該相談援助については、家族支援加算の算定はできないものである。

【不登校支援の考え方（資料提供）】



不登校診断テストの検査項目

	A	B	C	D	E
生活習慣			●		
デジタル機器への考え方		●			
親子関係			●		
自己肯定感			●		
思考の柔軟性					●

不登校診断テスト

診断結果

総合判定

C

お子さんの状態に少し課題があるかもしれませんが、お子さんが不登校の場合は、これ以上状態が悪化する前に対応してあげてください。お子さんが不登校でない場合は、フィードバックを意識し、より良い状態を目指してあげてください。

2024年05月29日 受診

お子さんの学年 小学校5年生

検査項目別判定

生活習慣	D
デジタル機器への考え方	B
親子関係	B
自己肯定感	C
思考の柔軟性	C

評価基準

A	お子さんの状態は非常に良好です。
B	お子さんの状態は概ね良好です。6ヶ月に1回の診断を検討してください。
C	お子さんの状態に少し課題があるかもしれません。3ヶ月に1回の診断が必要です。
D	お子さんの状態に課題がありそうです。1ヶ月後に再度診断をお受けください。
E	お子さんの状態に大きな課題があります。個別面談へお申し込みください。

生活習慣についての質問

20時?8時までの時間帯でお子さんは何時間睡眠をとりますか？直近1週間の様子をお答えください。

お子さんは1日にどのくらい体を動かしますか？

夕飯はお子さんと一緒に食べていますか？また食べている場合は次の様子のうちどれが一番近いですか？

お子さんの朝起きてからの様子は次のうちどれが一番近いですか？

ご家庭のルールはありますか？またある場合は、そのルールを守れていますか？

お子さんが椅子に座っている時の姿勢をお答えください

お子さんは同級生と比べ体力がある方だと思いますか？

デジタル機器への考え方についての質問

お子さんはスマホ、タブレット、ゲーム機、PCなどのデジタル機器を、平日1日あたりどのくらいの時間利用していますか？

お子さんが今一番夢中になっていることは何ですか？

お子さんがスマホやオンラインゲームにとってもハマっているとします。その際の親御さんの心情について最も近いものは次のうちどれですか？

お子さんの週末の過ごし方として一番多いものを次の選択肢からお選びください

親子ともにデジタル機器を使用していない状態で、同じ空間で過ごす時間は1日平均何時間くらいですか？

仕事以外でスマホやタブレットを親御さんは1日にどのくらいの時間使用されますか？

親子関係についての質問

以下の項目から、お子さんへの対応として当てはまるものを数えていただき、当てはまる項目数が含まれる選択肢をお選びください

お子さんと同じベット(布団)で寝ていますか？

親御さんに対して、お子さんが暴言を吐いてきた場合親御さんはどのような対応をしていますか？

お子さんは親御さんのことを何と呼びますか？



Photo by yasuyasue

スダチの不登校ビジネスに反論します

【あなたは、不登校支援をどう考えますか？】

